

和光市における空家等の総合的な対策の推進に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、市民生活の安全と安心を確保するため、甲及び乙が連携し、協力することにより、特定空家等の発生の未然防止、空家等の流通、活用等の促進その他市内の空家等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（取組内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発・相談の対応に関すること。
 - (2) 特定空家等の問題解決に必要な情報の共有及び相談等の対応に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めること。
- 2 甲は、乙に対し、必要な場合に限り所有者等の同意を得た上で、空家等に関する情報を提供するものとする。
- 3 甲は、所有者等に対し、乙が実施する空家等に関する相談の窓口を紹介するものとする。
- 4 乙は、第1項各号に掲げる取組内容及び甲及び乙が必要に応じて協議した内容その他空家等の対策に関する情報について、その会員への周知等を行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(疑義についての協議)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月4日

甲 和光市広沢1番5号
和光市
和光市長

乙 さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
埼玉土地家屋調査士会
会 長